

魚沼市スポーツ少年団本部補助金要綱

魚沼市スポーツ少年団本部（以下「本部」という。）に登録する団体の育成及び事業の推進を図るため、補助金の交付について下記のとおり定める。

（補助基準）

- 1 補助金を交付する団体は、本部に登録した団体とする。ただし、中学生をもって構成する単位団についての交付は行わない。

（補助金額）

- 2 補助金額は、各単位団の構成団員数、指導者数及び各単位団の活動状況に応じて、毎年度予算に定める交付割合によるものとする。

（支出方法）

- 3 補助金は、毎年度、登録団体の確定をもって支出する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 11 月 1 日より施行する。ただし、第 2 条に規定する補助金の交付は、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 5 月 20 日より施行する。